

## 東京都受動喫煙防止条例化に関する意見書

東京都は平成30年第1回定例都議会で「東京都受動喫煙防止に関する条例」を制定するとしています。

本年9月には「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」を公表して、施設ごとの規制範囲や罰則付きの条例を目指すこと等が示されました。

受動喫煙防止対策は、都民の健康増進の観点はもとより、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会のホストシティの責務としてその対策を一層推進していくべきです。

一方で、その対策は、さまざまな分野の経済活動や都民の暮らしに影響を及ぼすとともに、関係事業者の理解と協力があって、初めて実効性が担保され、効果的な対策となります。

加えて、現在国政において法制化の議論が行われており、規制基準のあり方等を含め、議論が取り交わされている最中です。

よって日野市議会は、都が受動喫煙対策条例を制定するに当たっては、一律的、強制的なものではなく、東京の実態に即した、多くの都民の理解と共感を得られる受動喫煙防止条例となるよう、下記の事項を要望します。

### 記

- 1、東京都は、各市町村と協議すること。
- 2、都が実施してきた、分煙補助事業、店頭表示との整合性や、それらの諸対策を実施してきた各種業界や都民等の意見も踏まえて検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月18日

日野市議会

東京都知事 様